

償却資産 Q & A

Q 1 昔から事業を行っていましたが、償却資産申告書が初めて送られてきました。申告しなければならいのでしょうか？ また、送られてこない場合は申告をしなくてもいいのでしょうか？

A 1 登記制度のある家屋や土地とは違い、償却資産は自治体での把握が困難なため、地方税法の規定により所有者が償却資産所在地の市町村に申告する制度となっています。申告書が届かない場合、もしくは該当する資産がない場合でも事業を行っている法人・個人は、償却資産の申告を行う義務があります。

Q 2 毎年、税務署へ法人税（又は所得税）の申告をしているのに、市にも申告が必要なのはなぜですか？

A 2 税務署への申告は「法人税または所得税（国税）」の申告で、そこで申告する減価償却資産は「減価償却費を経費」として計上するためのものです。今回申告いただく償却資産の申告は「固定資産税（市町村の税）」としての申告ですので、税務署（国）とは別に市へ償却資産の申告が必要です。

Q 3 法人税・所得税は非課税です。償却資産の申告をしなければならないのですか？

A 3 償却資産をお持ちであれば、申告が必要です。例えば、社会福祉法人が所有していても、有料老人ホームや職員寮等の福利厚生施設は、固定資産税の課税対象となります。ただし、地方税法で定められた一定の資産について固定資産税は非課税です。なお、非課税となるのは、非営利法人（社会福祉法人、公益財団法人、学校法人等）所有の償却資産すべてではなく、地方税法で定められた一定の資産のみです。詳しくは、税務課固定資産税係までお問い合わせください。

Q 4 昨年と資産は同じです。申告書は提出しなければいけませんか？

A 4 地方税法で、毎年1月1日で所有の資産について、申告をしなければならないこととなっています。よって、資産に異動はなくても、申告をお願いします。

Q 5 本支店があるのですが、償却資産の申告は、本店所在地の他市町村にしています。美里町にも申告が必要ですか？

A 5 償却資産の申告は、償却資産所在地の市町村に行う必要があります。美里町内に償却資産がある場合は、美里町にも申告が必要です。

Q 6 太陽光発電を設置しました。この太陽光発電は申告が必要でしょうか？

A 6 その太陽光発電設備（屋根に上乘せ型、又は、野立て型）が「事業用」として使われている場合は、発電量、余剰売電・全量売電に関係なく申告が必要です。また、個人の住宅用でも、発電量が10キロワット以上の設備であれば、余剰売電でも「事業用」として申告が必要です。

※屋根材との一体型の場合は家屋としての評価対象になり申告は不要です。

償却資産 Q & A

Q 7 事業用の建物（店舗・アパート）を所有しています。どのようなものが申告対象ですか？

A 7 建物の本体は、固定資産税の家屋として評価します。建物として評価しない、受変電設備、蓄電池設備などの建物附属設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含みます。）、外構工事や広告塔などの構築物等については、償却資産として申告の対象になります。固定資産税上では構築物に該当する「駐車場舗装、門扉、フェンス、塀、排水溝等」を、税務会計上では建物の取得価額に含めて処理をしている場合、償却資産申告の際は建物本体とは区別（見積等から、償却資産部分の取得価額を算出）して申告が必要なので御注意ください。

Q 8 事務所等を借りて営業をしています。テナントで取付けた設備は誰が申告するのですか？

A 8 テナント入居者が行った内装工事・電気工事等は、そのテナントの入居者が申告してください。

Q 9 25万円の機械を購入しましたが、法人税の申告では租税特別措置法の規定により、損金算入しました。この機械についても償却資産の申告が必要でしょうか？

A 9 申告が必要です。中小企業が取得した30万円未満の減価償却資産については、取得額の全額を損金算入できる特別措置が講じられていますが、これは国税（法人税・所得税）における措置であり、固定資産税（償却資産）では適用されません。

Q 10 50万円の補助金交付を受けて、100万円の備品を購入しました。法人税の申告では圧縮後の取得価額で処理しています。償却資産の申告ではいくらで申告すればよいでしょうか？

A 10 固定資産税（償却資産）では、圧縮記帳の制度はありません。圧縮前の取得価額である100万円で申告をしてください。

Q 11 取得価額は、消費税込みですか？

A 11 税務会計上、採用している経理方式によることとなります。法人税・所得税で、税抜経理方式を採用している場合は消費税抜きの取得価額で、税込経理方式を採用している場合は消費税込みの取得価額で申告してください。

Q 12 前の年に取得した資産を申告していませんでした。どうしたらよいですか？

A 12 毎年提出する申告書に、申告漏れの資産とその旨を記載して提出してください。地方税法第17条の5の5の規定により、資産の取得年月に応じて過年度についても遡及して課税しますので、あらかじめご了承ください。なお、過年度分について追加課税となった場合、通常とは異なり、納期は1回となりますので、ご注意ください。